

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 34 回）
議事概要

1 日時

令和 2 年 5 月 14 日（木）19 時 17 分～19 時 33 分

2 場所

官邸 4 階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣 高市 早苗

外務大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 平 将明

法務副大臣 義家 弘介

文部科学副大臣 亀岡 偉民

経済産業副大臣 牧原 秀樹

環境副大臣 佐藤 ゆかり

警察庁長官 松本 光弘

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 濱野 幸一

内閣審議官（内閣情報官代理） 櫻澤 健一

4 議事概要

【厚生労働大臣】

国内事例については、PCR 検査陽性者数 15,908 件、前日比 56 件増であり、入院治療等を要する者は 4,732 人と、前日に比べ 430 人減っております。退院又は療養解除となった者は 10,321 人、前日比 470 人増、死亡者数は 687 人、前日比 19 人増、という状況です。5 ページ目にあるこの 10 日間の感染状況を見ますと、全国的には新規感染者数の減少が見られるものの、北海道、東京などの地域では、依然として一定程度の新規感染者数が報告されております。一方、感染者数が直近で 1 週間以上発生していない地域は、右から 2 つ目の欄の緑のところですが、25 県という状況です。

最近の厚労省の取組についてご報告をさせていただきます。5 月 7 日に、日米を中心に共同治験を進めてまいりましたレムデシビルについて薬事承認を行い、WEB 調査により、随時、各医療機関における投与対象者数を把握し、レムデシビルを必要とする患者の方々へ適時適切に、もうすでにお届けを開始しております。また、昨日、我が国の企業が世界に先駆けて開発した抗原検査キットについて薬事承認を行い、保険適用も行われました。検査体制の一層の拡充を図っていきたいと考えております。

【尾身会長】

本日の諮問委員会では、現時点での状況を改めて評価の上、緊急事態宣言及び基本的対処方針案の変更等について議論いたしました。諮問委員会としては、緊急事態宣言を実施すべき区域からの解除について、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県を除く県の緊急事態宣言からの解除を了承いたしました。

また、これを踏まえ、緊急事態措置が解除された都道府県においても、基本的対処方針に基づき、①基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があること、②感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があること、など、基本的対処方針の変更等について、同様に了承しました。

さらに、今後を見据えて、緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された場合でも、①感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となること、②一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行すること、についても同様に了承いたしました。

しかし、この解除は、新型コロナウイルス感染症から解放されることを意味するものではありません。ドイツや韓国では、一度流行の山を乗り越ってすぐに、感染拡大の兆候が出始めております。これからは、経済を維持しながら感染防止とのバランスをとることが重要ですので、政府にはさらなるリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

【西村国務大臣】

今ほど尾身会長からご説明頂きましたとおり、本日の諮問委員会におきまして、引き続き、緊急事態宣言を実施すべき期間を 5 月 31 日までとした上で、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から 8 都道府県に変更する公示案について、諮問案どおり

ご理解いただきました。この後、政府対策本部長であります総理に、公示案に沿った緊急事態宣言を発出していただくこととなります。

これに合わせて基本的対処方針の変更についても、諮問委員会でご議論をいただいたところであります。この後、この本部で決定したいと考えているため、ポイントのみ説明させていただきます。まず、緊急事態宣言を実施すべき区域については、感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえ、特定警戒都道府県以外の 34 県及び特定警戒都道府県のうち茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、福岡県を対象区域から除くことといたしました。

加えて、主な変更点として、1 つ目に、再度感染が拡大し、まん延のおそれが出てくる場合には、再び緊急事態宣言を実施する区域とするかについて、これまで同様、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて総合的に判断すること。2 つ目に、今回の変更で緊急事態宣言の対象区域ではなくなった県において実施する取組として、全国的かつ大規模な催物等のイベントの開催については、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること、これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場については外出を避けることをよびかけること、また、解除された県同士であっても、5 月末までは、その往来は慎重にすること、なども合わせて明記をしております。

また本日、81 の業界団体がガイドラインの作成をいたしております。本ガイドラインは、感染拡大防止に万全を期しながら社会経済活動を広げていくうえで重要であります。しっかりしたものとしていく必要があるため、政府としても、引き続き業界団体の取組を支援してまいります。

今後とも、医療関係者、都道府県、経済界、専門家等を含むすべての国民と一体となった取組を進めていきたいと考えております。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【国家安全保障局長】

資料 4 をご覧ください。持ち回りの国家安全保障会議緊急事態大臣会合において決定した今後の水際対策について、ご報告いたします。メキシコやモルディブ等 13 か国については、1 万人当たりの感染者が 2 人以上に及ぶなど、感染が拡大していることから、5 月 12 日、外務省では感染症危険情報をレベル 3 の「渡航中止勧告」に引き上げました。

これら 13 か国に 14 日以内に滞在歴のある外国人を上陸拒否にするとともに、これらの国からの入国者に対しては、空港において PCR 検査を実施いたします。本措置は 5 月 16 日（土）から実施いたします。

【法務副大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、87の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。本日、政府対策本部における報告を踏まえ、メキシコなど、報告のあった13か国に滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、上陸を拒否することといたします。なお、5月15日までに、再入国許可を受けてこの13か国に出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人が、その国から再入国する場合は、原則として特段の事情があるものといたします。

一方で、5月16日以降に出国した場合は、上陸申請がなされたとしても、原則として上陸を拒否することとして、渡航の自粛を要請いたします。

法務省といたしましては、引き続き、国内への感染者の流入防止のための水際対策について、万全を期してまいります。

【厚生労働大臣】

水際対策の強化については、5月16日午前0時以降、新たに13の国が入国拒否の対象となることに伴い、これらの地域に14日以内に滞在歴のある入国者についても、PCR検査を全員に対して実施してまいります。また、引き続き、入国拒否対象地域からの入国者を含め、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請してまいります。

PCR検査の円滑な実施、待機場所や旅客者の移動手段の確保等について、関係省庁からご協力をいただいておりますが、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

【外務大臣】

新型コロナウイルス感染症は、ここに来て新興国や途上国を中心に感染拡大が継続しておりまして、警戒が必要な状況が続いております。この状況を受けまして、一昨日5月12日、新たにメキシコ、カザフスタン、ガボンなど13か国の感染症危険情報レベルをレベル3に引き上げました。これによりまして、合計100か国・地域がレベル3となりました。外務省として引き続き、様々な情報収集に努め、在外邦人や海外渡航者の安全確保に万全を期していく考えであります。

なお、今説明のありました資料4について、「検疫の強化」の中の、「14日以内に上記1.の入国拒否対象地域に滞在歴のある」というのは、外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とするため、基本的には入国拒否対象地域からの日本人の入国者をPCR検査の実施対象として想定しているということです。

【内閣総理大臣】

緊急事態宣言の下、国民の皆様には、ゴールデンウィークにおける帰省や外出の自粛のほか、3つの密回避に向けた取組にご協力いただいたことにより、新規感染者数は減少に転じ、我が国は事態の収束に向け、着実に前進してきております。

本日の専門家会議においては、緊急事態措置の解除基準として、感染の状況、医療

提供体制、監視体制の3つについて、具体的な数値なども含め解除の客観的基準を策定いただきました。こうした基準に照らし、本日、諮問委員会からもご賛同いただき、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く39県について、緊急事態宣言を解除することといたしました。なお、1週間後の21日をめどに専門家の皆様に改めて状況を評価いただき、可能であれば31日の期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えです。残された8つの特定警戒都道府県においては、感染者数は大きく減少しておりますが、気を緩めることなく、これまでと同様、外出の自粛や都道府県をまたいだ移動を控えることを含め、まん延防止に向けた取組を、引き続き住民の皆様にご協力をお願いいたします。解除された各県においては、引き続き手洗いやマスクの着用、3密回避などの基本的感染対策を継続するとともに、専門家の皆さんから示された新しい生活様式や業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインの実践を通じて、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

多くの地域における緊急事態宣言の解除によって、ここから、コロナの時代の新たな日常を取り戻していく。このため、もう一段の新たな対策が必要である。そう判断いたしました。先般の第1次補正予算を強化するため、直ちに第2次補正予算の編成に着手します。同時に、必要な制度の創設のための法案の準備にも取り掛かります。

その柱は第一に、休業を余儀なくされている皆さんの暮らしを守るため、雇用調整助成金を抜本的に拡充します。日額上限を1万5,000円まで特例的に引き上げるとともに、雇用されている方が直接申請することができ、お金を受け取れる新たな制度を創設します。

第二に、中小・小規模事業者の方々の売上が大幅に減少する中で、固定費として大きな負担となっている家賃をより一層軽減するため、新たな支援制度を創設します。

第三に、大学生を始めとする学生の方々がアルバイト収入の激減等により学業を断念するといったことがないように、新たに学生支援のための仕組みを創設します。

第四に、ウイルスとの長期戦を戦い抜くことができるよう、医療体制に関する包括支援交付金を全額国費による負担とするとともに、大幅な積み増しを行い、検査体制や重症者治療の充実など、医療の現場が抱える課題の解決に向け強力な支援を実行します。

第五に、海外での感染症の動向が十分に見通せない中、中小企業のみならず、中堅・大企業の資金繰りにも十分配慮することとし、日本公庫の特別貸付や日本政策投資銀行による危機対応融資の積み増し、劣後ローン等の資本性資金を活用した財務基盤強化など、金融機能の強化に向けた対応を行います。

以上の制度改正のほか、これまでの予算の執行状況等を見極めつつ、必要な支援について検討しますが、今後の長期戦を見据えれば、状況の変化に応じ臨機応変に対応できるようにすることが重要です。こうした観点から、新型コロナウイルス感染症対策予備費も、更に積み増しし、今後の対応に万全を期すこととします。

本補正予算については、5月27日を目途に概算決定を行い、その後速やかに国会に提出したいと思っております。このため、財務大臣におかれては、こうした方針の下で第

2次補正予算の編成に当たってください。また各位にあっては、目下第1次補正予算に盛り込んだ各種対策の執行を進めていただいているものと承知していますが、各種給付金を1日も早く国民の皆様のお手元に届けられるよう、引き続き全力で対応に当たってください。その上で第2次補正予算の策定にも協力をお願いします。

最後に、本日、新たにメキシコ、モルディブ等13か国を入国拒否対象地域に追加する措置を始めとした水際対策の見直しも決定いたしました。

今後、感染拡大を予防しながら、新たな日常をつくり上げるチャレンジに国民の皆様と共に踏み出してまいりますので、各位にあっては引き続き対策に全力を尽くしてください。

以 上